

「学童クラブ」と「BOP」の関係

新BOP

学童クラブ	機能	BOP
「生活の場」		「遊びの場」
区内の1～3年生児童で、保護者の就労・病気等のため家庭において継続して適切な保護育成をできないもの(他校の児童も可)。 心身の発達等により、個別的配慮が必要な状態にある児童は6年生まで。	対象児童	当該小学校に通学する児童(1～6年生) 国立・私立小学校児童は不可、ただし3年次に学童クラブに登録していた4年生の受入れは可 定員はないが、障害のある児童は、参加調整しているケースあり
区内64校全校	実施校	区内64校全校
日曜・祝日・休日及び年末年始(12月29日～1月3日)を除き通年実施	実施日	日曜・祝日・休日及び年末年始(12月29日～1月3日)を除き通年実施
なし	定員	なし
申込書は、学童クラブ、児童館等で受取り	申込み	学校を通じて申込書を配布、BOP事務局で回収
児童指導職員(常勤)は、主に学童クラブの運営指導を担当 新BOP指導員(非常勤)のうち複数が学童クラブ担当	職員 (注)	(注)
【平日】放課後～18時15分 【学校休業日】8時15分～18時15分	運営時間	【平日】放課後～原則17時(夏季)又は16時30分(冬季) ただし、手続すれば最長18時まで延長 【学校休業日】各校新BOP事務局に問い合わせ
4月1日から	新1年生の参加開始	多くの小学校は5月の連休明けから
家庭での育成が困難であることを前提に、行き帰りを含め児童の安全確保が確認できた場合、9時半から実施	学級閉鎖時 や休校日 (台風等)	実施せず
実施	その他休業日(運動会 代休・卒業式等)	学校行事や学校施設の改修工事等で運営が困難な場合は、休止
お弁当を持参	学校休業日の昼食	一度家に帰って食べる 3年次に学童クラブに在籍していた4年生は申請によりお弁当持参可
習い事等により中抜けした場合(学校のプールや学校行事への参加及び通院は除く)の再参加は、BOPへの参加扱い	他の利用制約	
児童名簿への記入と連絡帳により確認 欠席時は保護者からの連絡が必要 連絡がない場合、指導員が所在確認	出欠	児童が参加時と帰宅時に自分で児童名簿に記入 新1年生の一学期については参加カード等により参加を確認
・連絡帳(毎日) ・新BOPだより ・学童クラブ保護者会(+新BOP保護者会) ・個人面談	保護者との連絡	・新BOPだより ・新BOP保護者会 ・個人面談は、保護者の依頼等を受け、必要に応じて柔軟に実施
新BOP全体での行事の他、父母会主催行事あり ※学童クラブ独自行事(誕生会等)も従来行われていたが、区は行事を新BOP全体で行うよう指導	行事	スポーツ大会、昔あそび等 ※学童クラブ児童と一緒に活動
あり(土曜日のおやつは持参)	おやつ	なし
5,000円(おやつ代含む)	利用料	なし

- (注)・事務局長(非常勤)(1名):運営全体を統括
 ・児童指導職員(常勤)(1～2名):主に学童クラブの運営指導を担当するとともに、新BOP指導員の指導等、新BOP全体の運営を担い事務局長を補佐
 ・新BOP指導員(非常勤):学童クラブ担当とBOP担当として児童の指導にあたる
 ・臨時職員(PP=プレイイング・パートナー):上記職員を補助して児童を直接指導する
 ※ 新BOP指導員は、学童クラブ登録児童数に応じた人数を配置し、要配慮児童数等に応じて加配あり